

平成二十五年原子力規制委員会規則第三十一号

廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則

核原燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第五十一条の三第二号の規定に基づき、廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則を次のように定める。

（定義）

第一条 この規則において使用する用語は、核原燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第四十七号）において使用する用語の例による。

二 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 「安全機能」とは、廃棄物管理施設の安全性を確保するために必要な機能をいう。

二 「安全上重要な施設」とは、安全機能を有する施設のうち、その機能の喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び安全設計上想定される事故が発生した場合に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が廃棄物管理施設を設置する事業所外へ放出されることを抑制し、又は防止するものをいう。

第三条 廃棄物管理施設は、当該廃棄物管理施設からの直接線及びスカイシヤイン線による事業所周辺の線量を十分に低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講じたものでなければならない。

2 廃棄物管理施設は、放射線障害を防止する必要がある場合には、管理区域その他事業所内の人々が立ち入る場所における線量を低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講じたものでなければならない。（閉じ込めの機能）

第三条 廃棄物管理施設は、放射性廃棄物を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならない。（火災等による損傷の防止）

第四条 廃棄物管理施設は、火災又は爆発により当該廃棄物管理施設の安全性が損なわれないよう

う、次に掲げる措置を適切に組み合わせた措置を講じたものでなければならない。

一 火災及び爆発の影響を軽減すること。

二 火災及び爆発の発生を早期に感知し、及び消火すること。

（廃棄物管理施設の地盤）

第五条 廃棄物管理施設は、次条第二項の規定により算定する地震力（安全上重要な施設にあつては、同条第三項の地震力を含む。）が作用した場合においても当該廃棄物管理施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならぬ。

（地盤による損傷の防止）

第六条 廃棄物管理施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。

2 安全上重要な施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。

3 安全上重要な施設は、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。

（地震による損傷の防止）

第七条 廃棄物管理施設は、地震力によって生ずる前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある廃棄物管理施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。

3 安全上重要な施設は、その供用中に当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。

4 安全上重要な施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対しても安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。

（津波による損傷の防止）

第八条 廃棄物管理施設は、その供用中に当該廃棄物管理施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対しても安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。

（津波による損傷の防止）

第九条 廃棄物管理施設は、その供用中に当該廃棄物を損なわるものでなければならない。

（外部からの衝撃による損傷の防止）

第十条 廃棄物管理施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがある場合には、臨界を防止するために必要な措置を講じなければならない。

（安全機能を有する施設）

第十二条 廃棄物管理施設は、核燃料物質を有する施設を他の原子力施設と共に使用し、又は安全機能を有する施設に属する設備を一つの廃棄物管理施設において共用する場合には、廃棄物管理施設の安全性を損なわないものでなければならない。

（核燃料物質の臨界防止）

第十三条 廃棄物管理施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合において想定される当該廃棄物管理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつては、

て人為によるもの（故意によるものを除く。）に対する安全性を損なわないのでなければならない。

（廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止）

第十四条 廃棄物管理施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を管理する施設を設けなければならない。

一 管理する放射性廃棄物の性状を考慮し、適切な方法により当該放射性廃棄物を保管するものは、冷却のための必要な措置を講ずるものとすること。

二 放射性廃棄物を管理するために必要な容量を有するものとすること。

（管理施設）

第十五条 廃棄物管理施設には、必要に応じて、放射性廃棄物を限定された区域に閉じ込める機能その他の機能が確保されていることを適切に監視することができる計測制御系統施設を設けなければならない。

（計測制御系統施設）

第十六条 廃棄物管理施設には、安全設計上想定される事故により当該廃棄物管理施設の安全性を損なうおそれが生じたとき、次条第二号の放射性物質の濃度若しくは線量が著しく上昇したときに、廃棄物管理施設から放射性廃棄物が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確實に検知して速やかに警報する設備を設けなければならない。

（放射線管理施設）

第十七条 廃棄物管理施設には、次に掲げるところにより、放射線管理施設を設けなければならない。

一 放射線から放射線業務従事者を防護するため、線量を監視し、及び管理する設備を設けること。

二 事業所及びその境界付近における放射性物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第三十二条第二号に規定する処理を行うための施設を設ければならない。

三 放射線から公衆及び放射線業務従事者を防護するため、必要な情報を適切な場所に表示する設備を設けること。

## (廃棄施設)

**第十七条** 廃棄物管理施設には、周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、必要に応じて、当該廃棄物管理施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有する廃棄施設（放射性廃棄物を保管廃棄する施設を除く。）を設けなければならぬ。

2 廃棄物管理施設には、十分な容量を有する放射性廃棄物を保管廃棄する施設を設けなければならない。

## (予備電源)

**第十八条** 廃棄物管理施設には、外部電源系統から電気の供給が停止した場合において、監視設備その他必要な設備に使用することができる予備電源を設けなければならない。

## (通信連絡設備等)

**第十九条** 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。

2 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、通信連絡設備を設けなければならない。

3 廃棄物管理施設には、事業所内の人退避のための設備を設けなければならない。

## 附 則

この規則は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十二月十八日）から施行する。